各 位

会 社 名 株式会社ウエスコホールディングス 代表者名 代表取締役社長 松 原 利 直 (コード番号: 6091 東証スタンダード) 問合せ先 取締役-経営管理本部長 藤原 身江子 TEL 086-254-6111 (代表)

# 社員持株会の特別奨励金スキーム(自己株処分型)の導入および当該スキームを利用した 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社の連結子会社(以下、「当社グループ」といいます。)の従業員に対して、社員持株会を通じた株式の付与(以下、「本スキーム」といいます。)を決定し、下記のとおり、ウエスコ社員持株会(以下、「本持株会」といいます。)を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」または「処分」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年3月22日	
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 69,200 株 (注)	
(3)処分価額	1 株につき 535 円	
(4) 処分総額	37,022,000 円(注)	
(5) 処分方法(割当先)	第三者割当の方法による	
(6) 処分予定先	ウエスコ社員持株会	
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価	
	証券通知書を提出しております。	

(注) 「処分する株式の総数」および「処分総額」は、本日時点における最大値であり、本スキームの対象となる当社グループの従業員 692 名に対し、一律 100 株付与するものと仮定して算出しており、実際に処分する株式の数および処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーション終了後の本持株会加入者数に応じて確定いたします。

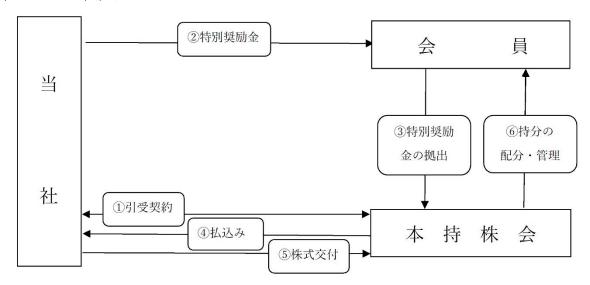
### 2. 処分の目的および理由

当社は、2023年10月27日に公表しました「中計経営計画2024-2026」の計画初年度にあたり、当社グループ従業員の企業価値および経営参画意識の向上を企図して、当社の発行する普通株式 (以下、「当社株式」といいます。)を、本持株会の会員(以下、「会員」といいます。)に対し、特別奨励金として付与することを決定いたしました。

本スキームは、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出を以て、本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分する株式数につきましては、1. 処分の概要の(注)に記載のとおり、後日確定しますが、最大 69,200 株を本持株会に対して処分する予定です。

尚、本自己株式処分による希薄化の規模は、2023年7月31日現在の発行済株式総数17,724,297株に対する割合は0.39%、2023年7月31日現在の総議決権個数146,733個に対する割合は0.47%(いずれも小数点以下第3位を四捨五入しております。)となります。

#### 3. 本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分および引受けに関する株式引受契約を締結します。
- ② 当社グループは、会員に特別奨励金を支給します。
- ③ 会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
- ④ 本持株会は、会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当の払込を行います。
- ⑤ 当社は、本持株会に対して自己株式を処分します。
- ⑥ 割当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託している大和証券株式会社を通じて、持 株会の会員持分に配分・管理されます。

※会員は、割当てられた当社株式を本持株会の規約に従って任意に引出すことができます。

## 4. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としております。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年1月23日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である535円としております。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的であると考えております。なお、この価格の東京証券取引所における当社株式の終値平均からの乖離率(小数点以下第3位を四捨五入しております。)は、次のとおりとなります。

期間	終値平均(円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月(2023年12月24日~2024年1月23日)	520 円	2.88%
3ヶ月(2023年10月24日~2024年1月23日)	512 円	4.49%
6ヶ月(2023年 7月24日~2024年1月23日)	504 円	6.15%

本日開催の取締役会に出席した監査役3名全員(うち社外監査役2名)は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、および処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しております。

# 5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であることおよび②支配株主の異動を伴うものでは ないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規定第 432 条に定める独立した第三者から の意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上